

とよかわ外国人キーパーソン設置要綱

(設置)

第1条 本市在住の外国人（以下「外国人市民」という。）の町内会への加入及び地域社会への参加を促進し、外国人市民が安心して暮らせる多文化共生社会の充実を目指すため、地域と行政等を結ぶ橋渡し役や災害時における自助・共助の担い手となるリーダーを養成することを目的として、とよかわ外国人キーパーソン（以下「キーパーソン」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人コミュニティ 同国・同地域の出身者若しくは居住地域により構成され、宗教や生活背景等を同じくする外国人市民のコミュニティ又はネットワークをいう。
- (2) SNS 等 Facebook、X、LINE 等、インターネットを介した情報発信ツールをいう。

(役割)

第3条 キーパーソンは、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 日頃から外国人市民とコミュニケーションを図り、つながりを持つこと。
- (2) 市や町内会等が発信する生活情報や災害情報を、SNS 等を使って外国人コミュニティに伝わる言語（外国人市民の母国語等）で広く発信すること。
- (3) 市等が行う外国人市民に関するニーズ調査やアンケート調査等に協力すること。
- (4) 市等が開催する研修会、イベント、情報交換会等に参加すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置の目的を遂行するために必要と認めること。

(登録要件)

第4条 キーパーソンは、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 本市に在住し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第1項の規定に基づき在留する者又は外国にルーツを持つ日本人
- (2) 日本語能力試験（公益財団法人日本国際教育支援協会の実施する日本語能力試験をいう。）N3 レベル相当の日本語能力を有する者

- (3) 日本語で発信される生活情報や災害情報を外国人市民が加入している外国人コミュニティに伝わる言語（外国人市民の母国語等）でSNS等を通じて情報発信できる者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が次の各号のいずれかの事由に該当すると認めるときは、登録しないものとする。
- (1) 営利を目的とする活動が行われるおそれがあるとき。
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動が行われるおそれがあるとき。
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動が行われるおそれがあるとき。
 - (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者も含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動が行われるおそれがあるとき。
 - (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (6) 労働関係法令並びに出入国関係法令等に違反がないこと及びその他法令又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断されたとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（登録の方法）

第5条 キーパーソンへの登録は、とよかわ外国人キーパーソン登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の提出があった者のうち、市長が前条第1項の規定に該当する者と認めたものとする。

- 2 市長は、前項の規定によりキーパーソンとして適当と認めたときは、とよかわ外国人キーパーソン登録書（様式第2号）により通知するものとする。

（登録内容の変更）

第6条 申請書を提出した者は、その記載内容を変更しようとする場合は、速やかにとよかわ外国人キーパーソン登録変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更内容を再度認定する場合においては、とよかわ外国人キーパーソン登録変更通知書（様式第4号）を交付するものとす

る。

(登録の解除)

第7条 市長は、キーパーソンに登録した者が次の各号のいずれかに該当する
と認めるときは、キーパーソンの登録を解除することができる。

- (1) とよかわ外国人キーパーソン登録取消申請書（様式第5号）の提出によ
り、辞退の申出があったとき。
- (2) 申請書への虚偽の記載等によりキーパーソンの登録を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、キーパーソンの登録を取り消したときは、申請者にとよかわ外
国人キーパーソン登録取消通知書（様式第6号）を交付する。

(庶務)

第8条 キーパーソンに関する庶務は、市民部市民協働国際課において処理す
るものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、キーパーソンの設置及び運営に関し必
要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

とよかわ外国人キーパーソン登録申請書

年 月 日

豊川市長殿

氏名 _____

とよかわ外国人キーパーソン設置要綱第5条の規定により、登録をしたいので下記のとおり申請します。

記

住所	〒	
生年月日	年 月 日	国籍
電話番号		
E-mail		
発信可能なSNS		
<input type="checkbox"/> Facebook (ID:)		
<input type="checkbox"/> X (ID:)		
<input type="checkbox"/> Instagram (ID:)		
<input type="checkbox"/> LINE		
<input type="checkbox"/> その他 ()		
対応言語		
<input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> やさしい日本語 <input type="checkbox"/> ポルトガル語 <input type="checkbox"/> スペイン語 <input type="checkbox"/> 英語		
<input type="checkbox"/> 中国語 <input type="checkbox"/> ベトナム語 <input type="checkbox"/> インドネシア語 <input type="checkbox"/> タガログ語		
<input type="checkbox"/> その他 ()		
つながりを持つ外国人コミュニティの有無		
<input type="checkbox"/> あり (国名:) <input type="checkbox"/> なし		

様式第2号（第5条関係）

とよかわ外国人キーパーソン登録書

年 月 日

様

豊川市長 氏 名

（公印省略）

とよかわ外国人キーパーソン設置要綱第5条の規定により、下記のとおり登録します。

記

氏 名 _____

対応言語 _____

様式第3号（第6条関係）

とよかわ外国人キーパーソン登録変更申請書

年 月 日

豊川市長殿

氏名

とよかわ外国人キーパーソン設置要綱第6条の規定により、下記のとおり登録事項を変更します。

記

氏名
変更事項

様式第4号（第6条関係）

とよかわ外国人キーパーソン登録変更通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏 名

（公印省略）

とよかわ外国人キーパーソン設置要綱第6条の規定により、下記のとおり変更事項を認定します。

記

氏名

理由

様式第5号（第7条関係）

とよかわ外国人キーパーソン登録取消申請書

年 月 日

豊川市長 殿

氏名

とよかわ外国人キーパーソンを辞退します。

記

氏名

理由

様式第6号（第7条関係）

とよかわ外国人キーパーソン登録取消通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏 名

（公印省略）

とよかわ外国人キーパーソン設置要綱第7条の規定により、下記のとおり登録を取り消します。

記

氏名

理由